## 令和5年第2回議会定例会会議結果

1 定例会・臨時会の別

開会 2

閉会 3

4 会期

5 議員の出席

6 議案件数

7 議決の状況

第2回定例会

令和5年 6月13日

令和5年 6月13日

1日(うち会期延長日なし)

出席11名 欠席 0名

13件(うち議員提出4件)

(1)原案可決 7件

(2)原案同意

1件

(3)原案答申 1件

(4)報告済1件(5)原案承認2件

(6)採 択 1件

8 法第99条の意見書

9 その他

10 会議書の写し

11 議案書の写し

1 件

傍聴者 13日 24名

別紙のとおり添付 別紙のとおり添付

## 令和5年 第2回南幌町議会定例会(1日目) 会議録

令和5年6月13日(火) 午前 9時30分 開 会

| 1番 | 湯    | 本    |     | 要          | 2番  | 西 | 股 | 裕  | 司  |
|----|------|------|-----|------------|-----|---|---|----|----|
| 3番 | 星    |      | 真   | 希          | 4番  | 熊 | 木 | 惠  | 子  |
| 5番 | 佐    | 藤    | 妙   | 子          | 6番  | 細 | Ш | 美喜 | 事男 |
| 7番 | 加    | 藤    | 真   | 悟          | 8番  | 石 | Ш | 康  | 弘  |
| 9番 | 高    | 橋    | 修   | <u>\pi</u> | 10番 | 家 | 塚 | 雅  | 人  |
|    | to.t | \Jer | 41. | -4-        |     |   |   |    |    |

11番 側瀬敏彦

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

3番 星 真 希 4番 熊 木 惠 子

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 斉藤 隆 事務局主査 梶田 健太郎

- 5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名 町 長 大 崎 貞 二 教 育 長 西 田 篤 人 農業委員会会長 鍋 山 洋 一 監 査 委 員 白 倉 敏 美
- 6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長 小 林 史 典 総務課長 笠 原 大 介 藤木雅彦 まちづくり課長 藤田雅章 住民課長 税務課長 渡辺廣貴 保健福祉課長 谷 藤 朋 代 産業振興課長 岩 本 聖 都市整備課長 黒 島 滋 規 渡 部 浩 二 蛯 沢 千 晴 会計管理者 病院事務長

- 7. 教育長の委任を受けて出席した説明員 生涯学習課長 鈴木 潤 也
- 8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員 書記長(総務課長) 笠 原 大 介

- 9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員 公平委員会事務員 (総務課長) 笠 原 大 介
- 10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員 農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹
- 11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

6月13日 (午前9時30分)

議 長 おはようございます。

本日をもって召集されました令和5年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

3番 星 真希議員、4番 熊木 惠子議員。以上御両名を指名い たします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の 申出がありましたので、これを許します。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和5年第2回議会定例会の運営について、去る6月6日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として特別委員会の設置1件、派遣承認1件、各委員会所管事務調查1件。

町からは令和5年度一般会計補正予算1件、契約関係2件、条例関係3件、人事案件1件、一般議案1件、報告案件1件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月13日から6月14日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上 げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月13日から6月14日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は6月13日から6月14 日までの2日間と決定をいたしました。

- ●日程3 諸般報告をいたします。
- ・1番目 会務報告は御手元に配布したとおりでございます。 これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

はじめに、農作物の生育状況についてご報告します。今年は、早い 雪解けと3月下旬から4月における好天により、圃場の乾燥が進み、 耕起など農作業は順調に行われています。空知農業改良普及センター 空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は、 5月中旬に田植えが始まり、順調に作業を終えたところです。移植後 も天候に恵まれ活着も良好で、生育は平年並みに推移しています。秋 まき小麦は、雪腐病の発生は平年よりやや少ない傾向で、生育は平年 より3日ほど早く進んでいます。大豆は、平年より早い播種作業となっており、出芽が3日ほど進んでいます。キャベツなどの野菜につい ては、移植作業は計画どおり進み、生育は平年並みとなっています。 以上のように、各作物間で、多少の差はありますが、今後は、天候が 順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連 携しながら、適切な対応に努めてまいります。

次に、子ども室内遊戯施設「はれっぱ」の利用状況についてご報告します。本施設は、子育て世代を中心とした交流人口の拡大を図り、移住・定住に繋げることを目的に、季節や天候に関わらず、子どもたちがいつでも安心して遊べる屋内の遊び場として整備を進め、去る4月29日に多くのご来賓、事業関係者のご列席のもと、開業式典を挙行し、5月3日にグランドオープンを迎えることができました。施設の開業から多くの方にご来場いただき、5月31日現在の利用状況につきましては、遊戯エリア18,057名、施設全体では27,148名と、順調なスタートが切れたものと考えています。また、中央公園につきましても、大型滑り台の整備と「はれっぱ」の開業が相まって、多くの親子連れにより、近年にない賑わいを見せています。引き続き、多くの皆様から愛され、親しまれる施設となるよう指定管理者と連携を図り、運営を行ってまいります。以上、一般行政報告といたします。

議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。

一般質問につきましては、通告順に行います。

4番 熊木 惠子議員。

熊木議員

人材バンクの創設について町長に伺います。近年、高齢者事業団で求人を募集しても、希望する人が少なく苦慮しているとの声が聞かれます。また、保健福祉課では、子育て中の新しく住民になられた方に、保育士や看護師などの資格をお持ちの方を登録し求人に役立てようと取り組んでいると報告されています。町民の方で趣味、特技、仕事などの知識や技術を、これから学びたい人のために役立てようと考えている方も多いと思います。町内に居住されている専門的な知識、技能、資格等をお持ちの方々に、町内で実施されている事業や生涯学習の場に登録していただき、活躍する機会を生み出していくことが喫緊の課題ではないでしょうか。

また、高齢者向けサービスや、冬季間の除雪サービス事業などで働ける方をより多く募ることが重要と考えます。事業内容の詳細をより分かりやすく具体的に示すことにより、短時間の作業や仕事の内容により募集に応じる方が増えることにつながる取り組みとして、人材バンク事業の創設を考える必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

議 長 町 長

町長。

人材バンクの創設についてのご質問にお答えします。

1点目の専門的な知識、技能等をお持ちの方の活躍する機会については、生涯学習の場における「生涯学習サポーター」をはじめ、高齢者の生きがいづくりの場である高齢者事業団や社会福祉協議会のボランティア活動の場において、幅広く活躍いただいているものと考えております。

2点目の高齢者向けサービス等で働ける方の募集については、高齢者事業団で必要な人材を募る役割を担っていますが、町として、ホームページや広報誌において、募集内容などの情報発信を行い、支援をしてまいります。

3点目の人材バンク事業については、高齢者事業団のほか、町内には人材登録による派遣会社があり、多様な業務の受注を行っています。人材バンクは、厚生労働大臣から許可を受けて、民間企業が有償で職業を紹介することを目的とした人材紹介事業であることから、町が実施する事業ではないと考えます。

議 長熊木議員 (再質問)

4番 熊木 惠子議員。

再質問を行います。ただいま御答弁いただきました。高齢者事業団 で取り組まれている事業については、利用されている方から大変好評 を得ています。すごくきれいにやってもらったとか、安いお金で事業 をしていただいて助かっているという声がほとんど多いと思います。 サービスを提供する事業団が、今後の体制について本当にどうしたら 人材を確保できるのかということを考える時期に来ていると思いま す。今までも対策は練られていると思いますし、今年の3月の予算委 員会のなかでも、これに関して私は質問いたしました。そのなかで今 町が実施している高齢者の除雪サービス事業、これも昨年度まで対象 になっていた方が今年度は対象外になったということで、すごく困っ たという声を何件か聞きました。それを予算委員会のなかで質問した 時に、やはり事業団で募集しても人が集まらなくて、事業を縮小せざ るを得ないような答弁だったと思います。しかし、今までやってもら っていた方が突然やっぱりできなくなったと言われても本当に困ると 思うんですよね。 高齢者はやっぱり年齢が1年増すごとに、やっぱり 体力面でも気力面でも衰えていって、なかなか自分でできないという ことで、何とかしてほしいという声が寄せられています。このような 声、そしてこの事業自体は、やっぱり南幌町としてやっぱり本当に高 齢者のことを考えて実施している事業でありますから、これを何とか 継続できるように、そのためには高齢者事業団の働ける人を増やして いくということは本当に大事なことだと思っています。今までも人材 確保のために努力しているということは、いろいろ答弁とかのなかでも伺うことはできているんですけども、実際にどのように募集をしているのか。やはりわかりやすいポスターであるとか、先ほど町長答弁のなかでホームページとか広報とかそういうなかで情報を出していくということで答弁されましたけれども、そのポスターなり広報のなかに出された募集要項、それを見た方がこれだったら自分もやれるかなとか、やってみたいなと思わせるような、そういう内容であることがすごく求められていると思います。

私もいろいろ調べたなかでは、近隣で行っている、例えば江別市と か長沼町とかではシルバー人材センターとかが今機能しています。そ れをちょっと後で質問しますけれども、やはりそこで人材センターに 応募した方とか、その人方の声をお聞きすると、やっぱり働けるうち は少しでも皆さんの役に立ちたいということで、空いている時間を何 とか役立てたいという思いとか、自分の健康とかそういうもののため にも、ちょっとでもそういうことをしていきたいというところで応募 されている。また、そこに登録している人方で、地域ごとに交流会な り勉強会とかを持ってやっているという実践例も示されていました。 そういう形に段々と変わっていくことによって、本当に短時間でもや れること、いきなり機械を持って草刈りをするとかっていうのはすご くハードルが高いと思うんですけれども、依頼されたところから、ち ょっとこの所だけ草むしりをしてほしいだとか、あといろいろと介護 の面でも、高齢者のごみ出し支援、これも前に一般質問も行いました けれども、なかなか分別も大変になってくるとか、それから分別をし ても自分の家からごみステーションまで運んでいくのが大変だとか、 そういうような声も段々広がってきていると思います。そういうとこ ろに、例えば高齢者事業団に登録している方が、多種多様、いろんな 方ができるということの方が多く登録されていれば、振り分けながら こういう所に派遣というか、やってもらうということもできるのでは ないかなと思います。ですから今、そういうシステムづくりというか、 今までも十分やってこられていると思いますけれども、さらにそれを 充実させて深めていくということが今必要だと思いますので、その辺 についての今までの取り組みと、課題もいろいろあると思うんですけ れども、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、私は今回2本立てと思って質問を組み立てていたんですけれども、生涯学習に関しての登録というか、それを今、先ほど答弁のなかでは、今現在もサポーターとかいろいろやられているということでしたけれども、今人口が増えて、いろんな方が南幌町に引っ越して来られています。また今まで南幌にずっとおられる方で、仕事をしていて身に付けた技術とか知識、あと趣味とかいろいろそういうなかで培った特技とかそういうものを、自分だけのものにしないで何とか皆さんと一緒にそれを楽しみながら教えたり、教えられたり、学びあう関係づくりというものをつくっていくべきではないかなと考えています。それで、そういう登録種別の組織図のようなものを町としてつくって、例えば生涯学習の場だと、いろいろほかの町の事例とかを見

ると、いろいろその部門、教育に関することだとか、福祉のことだとか、趣味の所でも文化的なもの、いろんなものに分けてつくって、そこに登録していただくことによって、いろいろ充実させていくことにつながると思います。それが充実していくと、段々独自に自分たちで自主的に事業を展開するということにつながるのではないかと思うんです。それによって、町の活性化に大きくつながると私は考えるんですけれども、その辺についても町長のお考えを伺います。町長。

議 町 長 (再答弁)

それでは、熊木議員の再質問にお答えいたします。最初に高齢者事 業団の関係でございますけども、事業団の目的は議員も承知していた だいていると思いますけれども、高齢者の経験と能力を生かしまして、 臨時的または短期的な仕事をすることで、生きがいや社会参加を促す ものでございます。会員はおおむね60歳以上とされております。本 町の事業団の状況でございますけども、現在の会員数は約70名で、 近年横ばいです。したがって、平均年齢が上がってきているというよ うな状況でございますけども、昨年度、除雪業務を担う方が数名新た に入会されたという話もいただいております。これは近所の除雪の担 い手として、今業務を行っていただいております。会員募集の関係で ございますけれども、毎年社会福祉協議会だよりのなかで、高齢者事 業団の会員加入の案内をしてございます。しかしなかなかその周知だ けでは会員増につながらないのが現状でございまして、実態としまし ては社会福祉協議会や高齢者事業団の方が直接勧誘して、会員数の維 持につなげているというのが実態でございます。要因としましては 様々考えられますけれども、近年は65歳、70歳を過ぎても就労さ れている方が多く、また、先ほど議員もお話しされましたけども、元 気なうちは仕事をされるという方が多い状況でございます。また当然、 定年延長や年金の受給開始年齢など、そんなような社会的背景もある ものと考えてございます。それで、除雪サービスなどの労働力が不足 している業務でございますけども、除雪サービスにつきましては、昨 年度の申請件数は124件で、うち、審査要件を満たした件数は94 件でございます。あくまでも、審査があっての事業でございます。今 のは在宅支援事業の関係でございますけれども、この支援事業によら ない、一般的な除雪の請負でございますけれども、昨年度の申請は2 6件に対しまして、20件実施されたということでございます。やは り除雪業務を担う会員の労働力は不足傾向にございますけれども、こ れを全て高齢者事業団で賄っていくということは、またこれ難しい話 でございます。昨年新たに住宅除雪に参入された事業者が1件ござい ます。今後もその労働力の維持、現状労働力の維持と、地域における 担い手の確保、そして民間参入、これらに期待をしていくものでござ います。また、そういう高齢者事業団の勧誘の仕方、募集の仕方のお 話でございますけども、これから転入されている方も増えてきており ますので、広報等を通じて、より事業の紹介、仕事の紹介、それらを 詳しく掲載して、会員増につながる事業周知に努めてまいりたいとい うように考えてございます。また、高齢者事業団とも当然連携をしま

して町のホームページも活用して、より多くの方に知っていただいて、 地域で支えられるような体制の維持に努めてまいりたいと考えてございます。

また、生涯サポーターの件でございますけれども、平成12年より 実施しておりまして、専門的な知識や技能を持つ方が登録され、放課 後活動や生涯学習講座の講師のほかに、小・中学校の授業補助も実施 していただいております。会員は現在12団体、61個人でございま す。今後コロナの落ち着きとともに、そういうサポーターの活躍の場 が増えていくものと考えておりますけども、これからも事業の目的や 活動内容を周知しまして、多様なサポーターの育成・確保に努めてま いりたいと考える次第であります。

議 長熊木議員 (再々質問)

4番 熊木 惠子議員。

ただいま再質問に御答弁いただきました。高齢者事業団の会員増となるように周知しながら取り組んでいくということでしたので、本当にぜひ早急にやってほしいなと思います。社協だよりのなかで案内しているということでしたけれど、やはり多くの方がそれを目にして、関心を持ってもらうということがすごく大事かと思います。先ほどポスターとかという話もしたんですけれども、やはり多くの方が今南幌町のおかれている現状というか、先ほど町長の御答弁で、事業団に登録している方の人数とかを出されていましたけれども、やはり労働力が不足しているということは、やはり町民の方にお知らせをして、何とかそこに担う人方を募っているんだというところに賛同してもらえるという形に、そのような取り組みをぜひしてほしいと思いますので、これは重ねて要望したいと思います。

江別市とか長沼町でシルバー人材センターという事業を行っていま すけれども、このシルバー人材センターについては、本町では検討し たことがあるのか、組織的には全く違うものですけれども、その辺の 検討をしたことがあるのかどうか、また近隣のそういう事業を視察し たりとか、そのようなことがあったのかどうかを伺いたいと思います。 今、南幌町は人口増で若い世代も増加しているということで、先日も 大崎町長をはじめテレビにも出演されて、町民の方も見られたと思い ます。大変注目もされていると思いますけれども、同時に高齢化率も 下がるわけではなくて、上がっている状況もあります。ですから高齢 者が自ら自分のできることは自分でやっていきながらも、近隣同士と か町も支える仕組みづくりということがやっぱりますます大事になっ てくるのではないかなと思います。そういうなかで、高齢者事業団の 役割というのが本当に今大きいものだと思いますので、そこを充実さ せていくということと、真剣に取り組んでいかなければ、先ほどの除 雪サービスのことで、除雪をする事業者とかそういう人が少なくなっ ているということは、南幌町だけのことではないんですけれども、そ こはやっぱり取り組んでいかなければますます減っていくということ になるので、そこは町としてしっかりやってほしいなと思いますので、 それについてもお考えを伺います。

また、生涯学習サポーター、これについても12団体が登録してい

るということで、長引くコロナの影響でいろんな事業ができなくなっ たりというのが事実でしたけれども、少しずつ今緩和されて、いろん な事業が今年は取り組まれてくるのかなと思います。私はこのいろい ろ事業があるなかで、先ほど組織図をつくってというお話もしました けれども、おそらく生涯サポーターというその制度のなかでは、組織 図もつくられて、こういうものというのがあると思うんですけれども、 それをやっぱり町民の方にもっとこう知らせる努力というか、そうい うことがあってもいいのではないかなと思います。私は町の環境のよ さを活用して、新たな取り組みをぜひ検討していくべきではないかな と思っています。例えば、今中央公園がすごく注目されていますけれ ども、元々中央公園は、全道の中でも町民1人当たりに対する公園の 面積というのは本当に全道トップクラスでありました。それが今公園 の整備をするなかで、今トイレも新しくなりますし、あといろいろ看 板の設置だとかいろいろと今生まれ変わろうとしています。この町民 の財産となっている公園、それを例えばウォーキング教室をするだと か、屋外での軽スポーツ、そういう講習などをして、さらにそこで人 材を発掘して、学びあえる環境というものをつくっていくべきではな いかなと思います。その辺については、今後の取り組みのなかでそう いうような計画があるのかどうか、生涯学習を含めてそれを伺いたい と思います。

また、自分の住んでいる町を本当に好きになって、町内外に発信するということは、それによって人口が増加したり、新たなサークルとか、趣味の会が活動するようになるのではないかなと思います。これは先ほども質問したように、やっぱり町の活性化に大きく役割を発揮するのではないかなと思いますので、この辺についても町民から沢山アイデアを募集することによって、南幌町の未来を描く、そういうようなことをつなげていくことが必要だと思いますので、この辺のお考えを伺います。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

それでは熊木議員の再々質問にお答えします。シルバー人材センターと高齢者事業団の違いでございますけども、分かりやすく言いますと、法人格を有するか有しないかの差でございまして、業務については、大きく変わらないものと考えております。

2点目の、人材登録の関係でございますけれども、あくまでも本人の意思が尊重されますので、それを誘発するように取り組みの目的や事業の紹介を行いつつ、人材確保の育成に努めてまいりたいというように考えてございます。いずれにいたしましても、高齢化の進行は避けられないものと考えておりますので、また、状況は年々変化し、課題も複雑化してきております。社会福祉協議会、また高齢者事業団と連携を深めつつ、地域の支え合いが促進されますよう、また維持されますよう、努めてまいりたいというように考えてございます。

また、生涯学習サポーターのパンフレットといいますか、そういう 体系図なんかは教育委員会のほうで作成しております。こういうもの をですね、町民の皆様にお知らせしながら広く啓発を行っていくこと も大事であると考えてございます。また、各種講座とか趣味とかのお話もいただきました。先ほど申し上げましたように、これからコロナ禍が落ち着き始めてきておりますので、これからそういう町民活動も増えていくと思います。そういうまた、事業の仕組み立てもしていかなければならないと思います。そのなかで町民の皆様が健康的に暮らせるよう、また、自分の趣味、特技も活かされる、そういう活躍機会の確保に努めていただくように、検討してまいりたいと考えております。

議長

以上で、熊木 惠子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本町では近年の住宅建設の増加で町内の子どもの数は増加傾向にあり、住宅団地内では自転車の利用が多く見られるようになり、また車の往来も以前より増加しています。特に、未就学児や小学校低学年の児童が多い美園町内会や東町町内会では、一時停止や安全標記の設置が必要な箇所も見られます。

また、はれっぱのオープンに伴い、町外からの車の増加や、大型車両が往来する道路の付近では、これまで以上に自転車走行の交通安全に対する意識啓発が必要と考えます。

本年4月1日から改正道路交通法の施行により自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、全ての自転車利用者が対象となりました。本町でも車を手放し、病院や買い物に自転車を利用する方が多くいますが、ヘルメットの着用率はまだ高くありません。自転車事故の致死率はヘルメット着用で4分の1に抑えられるといわれています。そこで次の2点について伺います。

- 1、町民の命を守るためにヘルメット着用が重要と考えるが、自転車用ヘルメット購入時の助成制度の考えは。
- 2、美園町内会・東町町内会の住宅団地道路の一時停止や標識の必要な箇所の再点検の考えは。

議 長 町 長 町長。

自転車の交通安全対策についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、自転車走行時における交通安全について、児童生徒・保護者や自転車利用者の理解が必要であり、小中学校における交通安全教室や各期の交通安全運動などの機会を通じ、自転車の安全利用などの啓発を行い、交通ルールの徹底と意識付けを行うことが優先すべきと考えることから、現段階において、自転車用ヘルメットの購入助成を行う考えはありません。

2点目のご質問については、町では、美園町内会・東町町内会を含めた道路危険箇所の点検を行い、住宅団地道路等における危険箇所に、町独自の停止標識を設置し注意喚起を行っています。

特に、美園町内会・東町町内会については、未就学児や小学校低学年の子どもが多いことから、危険箇所や標識の必要箇所を再点検し交通事故防止に取り組んでまいります。

議 長

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま町長からお答えをいただきまして、交通ルールの徹底と意

(再質問)

識づけを行うことは優先すべきと考え、ヘルメットの購入助成を行う 考えはありませんという①番のお答えでございました。そのなかで、 再質問では、ヘルメット着用の重要性をどのように考えておられるか などお伺いしたいと思います。今回のこの改正法では、努力義務とい うこともあって、本町での着用率はまだ低いように見受けられます。 しかしですね、思わず事故に遭遇した方は、まさか自分が巻き込まれ るなんてと、ヘルメットを着用していなかったことに後悔する方がほ とんどのようでございます。道警の平成30年から令和4年の調べに よりますと、自転車事故死の52.3%が頭部損傷を受けている。へ ルメット着用とそうでない時の死亡率は2.6倍の差があると結果が 出ております。先日4月20日に、南幌小学校で交通安全教室を開催 していただき、交通ルールなどを学べるよい機会をうれしく感じてい るところでございますけれども、その後もヘルメットに関しては、着 用率が低いように見受けられます。まず、自分の命は自分で守る意識 を高めることが重要と考えますけれども、特に児童生徒のヘルメット 着用についての今後の取り組みについて、考えがあれば伺いたいと思 います。

また、全国的には、高齢者によるヘルメットの需要が増えたとは報道されておりますが、本町ではまだまだ着用率は正直高くありません。安全性の認識があっても、購入費用、ヘルメットに対する抵抗感があるようです。しかし、高齢者になるほど、けがのリスクは高くなっております。1回入院したりけがをすると、なかなか回復も長引くということもあります。また、子どもの多いご家庭や年金受給者にとっても、このヘルメット購入の助成というのは大変ありがたい、そのようなものになると思います。再度ヘルメットの必要性と、購入費助成のことについてお聞きいたします。

それと②番の再質問なんですけれども、ここ数年の間に、美園地区、また東町も新築住宅が増加しまして、現在も建設中の所もたくさんございます。町外の方も、車で南幌の新築住宅を見学に来たり、また、はれっぱの開業に伴って、平日でも、交通量が増えております。この辺、美園・東町は、子育て世代の方、また、幼児・小学生・中学生が自転車を多く利用しております。引っ越したばかりで慣れない土地、また自転車も車も危険が伴います。先ほど再点検いたしますという御回答でございましたけれども、まず、危険な場所は設置に向けて取り組んでいただきたいと思います。特に美園の団地から東町に横断する道路ですね。道道、大型車両が多く通る道路ですけれども、あそこの交差点には、その標識も一時停止も何もありません。本当に交通量が多い所でございます。そういう所の一時停止、また、その標記の設置を早急にすべきかと思いますけれども、考えをお伺いします。

それともう1点、いしい歯科の横の東町から緑町に入る道路、横断する道路。ここも自転車で横断する交通量が多い道路でございます。 担当課にお聞きしたところ、数年前から横断歩道の要請を道にしているということをお聞きしておりますが、その後の進展はあるのでしょうか。お聞きいたします。 議 町 長 (再答弁) 町長。

それでは佐藤議員の再質問にお答えいたします。最初に自転車用へ ルメットの助成の件でございますけども、本年4月1日から、全利用 者の努力義務化になったということを受けまして、本町におきまして も、ホームページに掲載しておりますけども、どうも検索しづらい箇 所にありましたので、先日目立つ所に移動修正をしたところでござい ます。町内のヘルメットの着用率は相当低いように私自身感じてござ います。東京都ではヘルメット購入助成を行う区や、市町村に対しま して、事業補助を行っている例が多いということで、私としても調査 をしてございます。また、道内では、現在、比布町、別海町、湧別町、 和寒町、厚岸町の5町で助成事業を実施していることも調査してござ います。助成制度の考え方でございますけども、自転車走行の安全運 転に向けまして、小・中学校での交通安全教室、そして各種の交通安 全教室、また、自転車の安全利用や、交通ルールの徹底、意識づけを 行うことが、私的には優先的ではないかなというように考えてござい ます。また、この自転車の安全利用につきましては、これからも広報 で周知をして、7月号でも掲載を予定しているところでございます。 したがって、現時点におきましてのヘルメット助成事業については考 えていないということでございます。

また、安全標識の関係でございますけども、現在、栗山警察署への 危険箇所への安全標識の設置要望につきましては、町内で全14箇所 を要望してございます。うち、議員の言われた東町から美園を横断す る、美園から東町を横断する、道道を横断する箇所につきましては、 美園4丁目と東町3丁目の箇所でございますけれども、これにつきま しては、北海道警察のほうに要望してございます。また、東町のいし い歯科の所につきましも要望してございますけども、まだ設置が叶っ ていないということで、これにつきましては継続要望ということで対 応してございます。そのほかにも、町内では安全標識、公安委員会が 設置した安全標識、全体で109箇所ございます。うち美園町内会に 5箇所、東町内会に6箇所設置してございます。また、町独自の安全 標識でございますけれども、町内全てで37箇所ございまして、うち 美園に1箇所、東町2箇所設置してございます。今後におきましても、 危険箇所の調査・点検を行いまして、栗山警察署への要望、あるいは 町独自の設置をしてまいりたいというように考えてございます。特に 東町、美園の町内会につきましては、新しい子育て世代の転入により まして、子どもさんが増加しておりますので、日頃の交通安全対策を しっかり行ってまいりたいと考えてございます。

議 長 佐藤議員 (再々質問) 5番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ヘルメット着用については、今町長もおっしゃられたとおり、道内で各町村も始めたというお話でした。私も調べたところ、やはり小さなその町、大きな都市よりも、まあ東京は別ですけれども、北海道では小さな町が助成制度をされているということで、本町も本当に子育ての町ということで、ヘルメットの助成の考えはありませんということでありますけれども、大切なお子さん

の命を守るためのヘルメットですので、今後、検討課題として考えていただきたいなという、これは要望させていただきます。

また、標識とかですね、今、道に関するものはしっかりと要請していただけるということでございます。ぜひとも強い要請をしていただいて、1日も早く設置していただけるように、これも要望させていただきます。

最後にですね、先日、実ははれっぱに来ていた中学生の女の子数人にヘルメット着用について聞いてみました。そのなかで、その子たちが被っている人がいないし今のところ大きな事故がないので、必要ないかなあという、そういう事故があったら考えるかもしれないという、そういうお答えでした。身近に体験していないとその実感が湧かないのが現実かとも思いますが、大切な未来を担う子どもたちです。身近にお手本となる大人が必要と感じます。私からの一つの提案なんですが、まず、役場職員が手本になっていただきますよう、通勤または勤務中での町内での自動車移動はできるだけ自転車移動に変えていただき、ヘルメットを着用していただくことで、町民も意識啓発につながると思います。また、ゼロカーボン宣言の町としてのアピールにもつながると思うのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

中学生の子どもさんが、まだ周りにヘルメットを着用されていないというお話をいただきましたけども、この件につきましては、現在町内の自転車利用者、多くの方が歩道走行されているというようなことで、そういう歩行者との接触事故の懸念をしております。こういうことにつきましても、これから小・中学校での自転車交通安全ですとか、そういう教室を通じて啓発を行っていく必要があるのかなと考えてございます。また、町職員の自転車使用、これ通告にはございませんでしたので、なかなかすぐ私から今即答ということにはいきませんけれども、こういう交通安全の啓発、またはそういうこれからの脱炭素化、これにつきましては今後検討してまいりたいと考えてございます。

議長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 星 真希議員。

星議員

現在、南幌町への移住者増加や交流人口増加に伴って、町の飲食店などの店舗も盛り上がりを見せています。きらら街道にある、ラーメン街道はトレンドとして近隣の市町から、興味も持っていただける町の活性化の一つになっていると感じており、今後はスイーツに力を入れてみてはと私自身考えているところです。

さて、現在南幌町の情報を町のホームページでも発信しておりますが、さらに地元産業のPRや企業の雇用情報も取り入れることで、南幌には何があって、何ができるのかということが、わかりやすくなるのではないかと思います。現状のホームページの内容をもう少し充実させ、情報発信において地域活性化を図るという提案について町長の考えを伺います。

また、南幌町は将来、道央圏連絡道路が全線開通することでアクセスのよさを生かし、南幌への企業誘致の幅が広がることと思います。

千歳市に新たに進出される次世代半導体企業もあることから、南幌小学校付近にできる準工業用地へ、次世代半導体企業に関連した企業誘致をする時ではないかと思いますが、これについても町長の考えを伺います。

議 町 長 町長。

ホームページの充実と新たな企業誘致についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、現在、ホームページを活用してハローワーク岩見沢・江別の求人情報、工業団地に進出している企業名を掲載し、情報発信を行っています。今後は、現在の産業関連情報に加え、地元企業の求人情報、事業内容などの情報を充実させるほか、JA、商工会、工業団地企業協議会等と連携し、町内事業者の振興につながるよう情報の発信を行ってまいります。

2点目のご質問については、本年2月28日にラピダス株式会社が、 最先端次世代半導体工場を千歳市に建設することを決定しました。現 段階では、関連企業の進出について、報道以外の情報はありませんが、 今後において、情報収集に努め、準工業用地への関連企業を含めた企 業誘致活動に取り組んでまいります。

議 長 星 議 員

(再質問)

3番 星 真希議員。

御答弁ありがとうございます。南幌町小学校付近にできる準工業用地ですが、千歳市にできる半導体企業に関連した企業の誘致活動を取り組んでいかれるとの答弁をいただき、理解いたしました。まだ情報関連企業に関する情報が少ないようですが、やはり情報収集に乗り遅れることのないように、準備の段階から積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、再質問させていただきます。ホームページの充実に関連してですが、町長の答弁のなかでは、地元企業の求人情報、事業内容などの情報を充実させるとおっしゃっておりましたが、地元企業以外にも、生産者、個人事業者などの情報や求人は含まれないのか、この点について町長の考えを伺います。

議 長 町 長

(再答弁)

町長。

星議員の再質問にお答えいたします。現在の個人情報でございますけれども、先ほど答弁いたしましたけども、岩見沢・江別のハローワーク情報と、町内工業団地からの求人があった場合に情報を掲載しているということで、町内企業の情報については、南幌・晩翠両工業団地の進出企業の一覧を掲載しております。現在これに留まっているわけでございますけども、今後におきましては、雇用情報については工業団地のみならず、できるだけ多くの企業や事業者などの求人情報の掲載に取り組んでまいります。加えて、町内の企業や事業所の事業内容、また、産業情報などについても、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。結果、求人情報が雇用につながれば、よりいいのかなというように考えてございます。

議長

3番 星 真希議員。

星 議 員 御答弁ありがとうございます。南幌町にあります企業を含め、多く

の情報を今後ホームページのほうに掲載して取り組んでいかれるということで、理解いたしました。先週なんですけれども、北海道新聞のほうに美唄市が9月から企業の人材確保を目的として、インターネット上の仮想空間メタバースで合同就職説明会を開くとの記事が掲載されていました。美唄の記事を読んでいても、やはり人手不足の地元企業が多いということが分かります。今後南幌町も美唄市と取り組みは違いますが、ホームページの充実を図りいろいろな情報を発信することで、頑張っている町の姿をいろんな地元の方や、または南幌町へ移住を考えている方などのためにも、ぜひいろんな情報を発信していただいて、町の活性化につなげて、南幌町を知る一つのきっかけとなるようなホームページをつくっていただきたいと思っております。

議長

以上で、星 真希議員の一般質問を終わります。

場内時計で10時40分まで休憩をしたいと思います。

(午前10時28分) (午前10時40分)

次に、1番 湯本 要議員。

湯本議員

高齢者が安心して住み続けられるまちづくりについて、町長に基本姿勢をお聞かせいただきたいというふうに思います。現在、南幌町は人口が増加して、若い世代の人口も美園町内会・東町町内会を中心に増えております。一方、14区・15区などでは人口減少と高齢化が進行して、地域コミュニティの維持にも影響が出始めています。このままではその存続も危惧されるところです。そこで、1点目として、この二極化する現状を町長はどう捉えて、将来のまちづくりを考えているのかをお伺いしたいと思います。

また、高齢者の多くは年金収入を頼りに生活しており、最近の物価高騰は生活を直撃しております。高齢者の運転免許証自主返納も進み、「あいるーと」はその利便性について高く評価されてはいるものの、実際の利用については1回300円という料金体系は大きな負担となっています。買い物をはじめ、安心して地域活動等に参加できるよう、経済的負担を取り除くことは利用者の健康維持のみならず、地域コミュニティの維持、地元商店街への経済効果も期待でき、経済効率の点からも有効と思われます。2点目として、今後、高齢者については「あいるーと」の利用料を無料とすべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長 町 長 町長。

高齢者が安心して住み続けられる町づくりについてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、本町の人口は、昨年増加に転じ、令和5年4月1日現在の高齢化率は34.8%で、1年前と比較して若干減少しています。特に美園町内会・東町町内会においては、多くの子育て世代が転入していますが、一方、14区・15区に限らず、その他の地域においては、人口の減少と高齢化が進んでいます。

高齢化の進行は、これからも続くものと考えることから、地域コミュニティが維持され、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康的な

生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

2点目のご質問については、オンデマンド交通「あいるーと」の利用実態の把握と今後の運行に向けた基礎資料とするため、本年4月にアンケート調査を行っています。

「あいるーと」を利用したことがある方に対する「現行の運賃について」の問いでは、「ちょうど良い」又は「安い」と回答された方が82%という結果から、現行の運賃は妥当であると考えており、高齢者の利用料無料化の考えはありません。

議 長湯本議員 (再質問)

1番 湯本 要議員。

なんというか、質問にちゃんと答えてもらっていないと思うんです よね。僕は二極化する現状を町長はどう捉えているかというふうに言 ったので、一般的に高齢者に対してですね、安心安全でこれからも暮 らし続けられるように対応しますと、そういう抽象的な話を聞きたい わけではないんです。よりもっと具体的な話が聞きたかったというこ とであります。なぜかと言いますとね、南幌町は今、東町も美園にも 人口が増えて、平均しますと平均年齢も下がりますよね、若い人方が 入ってきているんだから。町として見ればそういった前進面もあるん だけれど、それをもう少し細分化して地域的に見れば、結局この市街 地は機能不全状態になりつつあるでしょう。14区も15区も、ここ に述べたとおり高齢化が進んで、町内会の活動も、それから様々な自 治体にかかるその取り組みについてもですね、高齢による支障が様々 な形でもう出てきているというふうに思うんです。日常生活をしてい れば、自分の周りの人方がどんどん高齢化して体を悪くしていくし、 買い物も大変だし、ごみ出しも大変だし、それから今まで一緒に住ん でいた所からだんだん空き家も増えてくる、こういう状態なんです。 東町・美園でどんどん人口が増えて若い人たちが増えたって、自分た ちの身の回りのことは何も変化が起きていないんです。ここはしっか りとそこに目を向けた取り組みをしていかなきゃならないというふう に思うんです。何でそういうことを言うか、それはもう政府のほうで 出しているでしょう。政府のほうではですね、我が国の人口動向につ いてという、厚生労働省が発表しましたよね。2020年に1億2、 600万だった人口が、70年にはもう31%減で8,700万人台 というふうになっているんです。これは国だけの話じゃないですよ。 北海道も減る。大都市圏は減少率は少ないけれども、田舎に行けば行 くほど減少率が高くなってくる。その数字で見ると北海道なんかどう なるのか。550万、514万人ぐらいにまで、約10%、これから 20年近くの間で減ってしまうというふうに数字がもう出されている わけです。そういう統計で。札幌も御存じのように一昨年から人口減 少が起きて、もう3,500人以上人口減少となっているんです。だ から南幌は人口が増えたと言っても、パイは変わっていないわけです から、人の移動で取り合っているだけの話なんです。そういうことも 大事ですよ。だから将来の町のことを考えるんだったら、今本当に体 裁に構わずに人口を増やすということも大事なことだと思うし、その ことに努力されているということに対しては敬意を表したいというふ

うに思うんです。しかし、高齢化に、それからこの人口減少にまとも に向き合っていかなかったら、これまで南幌を支えてきた地域の人方 の思いというのは、それから暮らしというのは守っていくことができ ないというふうに思うわけですね。それで、空知のやつも出ているん ですけれども、空知では人口減少が大体1997年うんぬんで計算し ていますけども、国土交通省の発表による空知人口は、2020年を 100としたら、2045年、約20年ちょっとですけれども、これ ぐらいの間で少なくとも55%まで人口が減少するというふうになっ ているんです。この数字の基になっているのは女性1人当たり1.3 3出生率。1.33というのを基本にして国が全部数値化しているわ けです。今発表になっているでしょ。1人1.24から26ですよ。 ですから、この人口減少は国が言っているよりも早く進行するという ふうに捉えたほうがいい。空知ではもうあと20年もすれば人口半減 でショッキングな数字ですよね。こういうのは、あらゆる国土交通省、 厚生労働省、経済産業省など、それぞれの所の研究機関で論文として 出されているんですよ。実際の国の対応というのはこれに追いついて いないということだと思うんですが、そういったことをしっかりと押 さえれば、南幌の高齢化問題、人口減少問題、これをどう向き合って いくのかというのは、行政の本当に1番大事な問題だと思うんです。 確かに南幌は地理的条件の優位性があって、先ほども出ていましたけ どもラピダスのような半導体の会社が千歳に来れば、それの余波とい いますか、影響も受けて、こちらも工業地帯としたり、それから住居 としての可能性も出てくるという可能性はたくさんありますよ。それ はそれで挑戦をしていただきたいというふうに思うんですが、しかし この私の言うようにですね、高齢化問題にどれだけしっかりと、自覚 と言ったら変ですけど、捉えて行政を行っていくかということは、そ こに本当に血の通った行政が行われるかどうかということの僕は試金 石になるというふうに思っているんです。だから、こんな地域コミュ ニティが維持される、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康的な 生活を送ることができるように取り組んでいきますなんていうような 抽象的な話ではなくて、もう具体的にどういうふうにするのかという のが求められると思うんです。

私調べました。15区だけ調べたんですけれども、15区の高齢化率は、65歳以上が53.1%です。美園町内会は、これはまだ12月段階の人口ですからそれから増えていますから、ちょっと数字が違うと思うんですけど、65歳以上は8.5%。非常に若いんですね。平均年齢でいうと美園地区は40.91歳。これは、選挙人名簿を基にしてやったので、先ほど出ているような従来の児童だとか、お子様の数は入っていません。だから平均年齢にすると30代半ばになっちゃう。もう倍以上、そういう格差がある意味では地域で起きているということになるわけです。ここに対して、行政がやっぱりどれだけ目を向けて、その暮らしを守っていくような施策を講じていくかということが、住民の目に見えなかったら、行政に対する信頼感というのはなかなか生まれないですよ。ましてや15区は町内の中心部ですよね。

市街地からの中心部が機能不全に陥っている、言葉が悪いかもしれな いけど。商店街の活性化も、そこに住む人方も、やっぱりそこに行政 の目がどう向けられるかということを期待しているし、見守っている というふうに思うんです。ですからぜひその点について、改めて町長 のこのまちづくりについての考えを述べていただきたいというふうに 思いますし、改めて関連しますけど、だから私は経済的な効果も、そ れから高齢化になっていく人方の健康も維持されていく地域をつくっ ていくためには、今町が取り入れているあいる一とというこの優れた システムを、もっと利用しやすいように、本当に気兼ねなく住民の足 として使えるようにするというのは、非常に効果があるんですよ。こ れもちゃんと政府のほうで出ているんです。経済産業省のところに出 ていますけど、買物弱者問題等の現状及び今後の対策の在り方に関す る報告書。これでは、そういうふうにお家に留まらないで、外に出て もらう。出不精になってもらわないで、友達とラーメンを食いにでも 行こうか。買い物にでもすっと行く時に、負担なく気兼ねなく出られ るような状況をつくり出すということができればですね、医療費、そ れから介護保険料の軽減、それからそういうことによる商店街の活性 化ということでですね、経済的な損失について非常に大きな効果があ るというふうに、もう出ているんですよ。たかが交通費じゃないんで す。その生活にどれだけ深く関わって、どれだけその生活費が地域の 影響力を及ぼすか。地域のコミュニティとの結びつきを強めるかとい うことを考えれば、私はすばらしいと思うんです、このあいるーと。 南幌の誇りだと思うんです。それを本当に生かそうじゃありませんか。 生かしていくようなことで、住民とのこの接点ももう少し大きくして いきたいというふうに思いますし、今後くるであろうこの人口減につ いてもですね、町と住民の方が一緒になって考えていく。もうそれだ けのことだと思うんです。私もちょっと計算しましたけど、新しい団 地をどんどんどんどんつくってですね、人口を増やし続けたとしても、 20年後に南幌町が5,000人を維持するというのはなかなか難し いんですよ。郊外の団地をつくれば、それだけ社会的インフラも増え るわけですよ。町の負担がそれだけ重くなるということです。人口が 減ってくる旧市街地も、新しくどんどん広げていく所にもインフラを つくっていく。じゃあ20年後30年後というのは、私たちの責任じ ゃないんですか。今からそういった時代を見据えた行政も進めていく。 それが今私は大事だというふうに思いますので、改めて町長にもう一 度その御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 町 長 (再答弁) 町長。

湯本議員の再質問にお答えいたします。答弁書が抽象的であるとかいうことも言われました。また、体裁を構わない人口増加ということも言われました。この人口増加、問題につきましては、社会人口問題調査会が2040年に出された人口推計がございまして、大きな議論を呼びました。本町におきましても、このままでは人口減少、そして高齢化割合がどんどんどんどん進んでいくということで、議会とも幾度も議論を重ねて、そして現在の子育て支援を充実したなかで、人口

増加、高齢化率の抑制を図っていくことがよいのではないかということで、今やっとその芽が出つつあるのかなというような状況にきた次第でございますので、そのことは湯本議員のなかでも理解をしていただければというように考えてございます。そんな急に人口増加とかいうことはできませんので、これはもう長い、前からずっとこう懸案事項として取り組んできたところでございます。

それで町の高齢化の状況でございますけれども、先ほど言いました とおり現在ちょっとポイントが減少したというところでございます。 しかし10年前は24.4%、5年前は32.1%で、高齢化が進ん でいるのは当然認識をしてございます。南空知管内では、お隣の長沼 町で39%、栗山町で41%、由仁町で43%、岩見沢市が38%、 北海道全体では33%でございまして、高齢化の進行は顕著でござい まして、全国的な傾向でございます。先ほど、14区・15区の行政 区の人口の減少、高齢化率のことを言われましたけれども、高齢化率 の高い本町の行政区は11区、12区、三重、中樹林が50%を超え てございます。14区は48.7%、15区は53%と言われました けれども、町の捉えでは47.5%であります。また一方、近年子育 て世代の転入が多い美園、東町を除いては、町内的に高齢化が進んで いるという状況でございます。人口についても、美園・東町町内会以 外の行政区は減少しております。特に、10年前と比較しまして、中 樹林、11区、7区、13区、14区、8区、12区、三重の8行政 区が20%以上減少している状況でございます。平均年齢につきまし ても、11区が61.9歳、中樹林が60歳と高く、一方、美園でご ざいますけれども、41.9歳と言われましたけども、25.4歳で ございます。東町は43.6歳。ほとんどの行政区は50歳代でござ います。町内全体では51.9歳でございます。議員の言われる15 区につきましては58歳でございます。

それで、二極化をどう捉えているのかということで言われましたけども、私は二極化という捉え方ではございませんが、現在、美園・東町両町内会以外は、人口減少と高齢化が進んでいるというふうに捉えております。特に農村地域など、代々にわたり町内に住まわれている世帯が多い地域は、少子高齢化が顕著であります。

次に、あいる一との件でございますけども、あいる一とは1年半前から運行してございますけども、当時の料金設定でございます。300円でございますけれども、当時路線バス料金が170円、巡回バスが200円、タクシーの初乗りが550円でございました。そういうことを踏まえて、町民の負担にならない料金設定ということで、300円の料金を設定した経過でございます。これが1年半前です。その利用者アンケートをとりました。それで、ちょうどよいが79%、安いが3%、82%の方に肯定をしていただいた結果でございます。当然これ料金は安いのが当然いいと思いますし、無料化になるほうが利用者としてはありがたいのは当然分かってございます。しかし、事業を継続していくという点では、行政側と受益者側のバランスが必要であります。また、事業収支を考えましても、今、全体の事業費に対し

て7割が町の負担になってございます。そういうことからして、相応の負担は私はしていただく必要があるのかなというふうに考えてございます。また、このアンケート調査の結果を踏まえますとともに、私としては、この現状の料金体系をいかに維持していくことの方が大事であるというふうに考えておりますことから、現段階においてはお年寄りの無償化については考えておりません。

議 長湯本議員

1番 湯本 要議員。

いろいろとおっしゃったわけですけれども、私のやつは、昨年の有 権者名簿だけですから。全部僕は見るわけにはできませんからね。そ れで平均年齢なんかについてはそういった誤差が出てくるということ は当然分かった上で質問をしています。遅かれ早かれ数年後の話です から、その数字を使わせていただきました。それで、今言われたんで すけれども、結局のところ答えはあまり変わらないんですよ。やっぱ り行政がその問題意識を捉えて思い切ったことをやろうと思えばでき るわけですよね。その例がやっぱり、今団地にたくさんの方が入居と いうか、移住して来られているということでしょう。土地代が半分、 移転してきたら200万ってね、ほかの町村では考えられないような ことでも思い切ったことをやっているじゃないですか。これをいいと 思っているんでしょう。だから皆さん方がその問題意識をしっかりと 持てば、行政の力は発揮できるというふうに僕は思っています。私の 質問の仕方が下手なので、その点にまだお答えを出していただけない というふうには思いますけれど、しかし、今まで住み続けられている 方々の生活からすれば、今15区、農村地帯の高齢化率も出ましたけ ど、今度は北町だってそうでしょう。緑町のほうだって、団地で人を 呼んだ時には大体移住してくる人方は、平均年齢といいますか、年齢 は大体40代ですから。20年30年経ったら皆高齢化していくとい うのは当たり前のことなんです。そういうまちづくりを南幌はしてき たんですよ。地域ごとに、言葉は悪いですけど、固まったそういうの をつくってきちゃう。だから将来何が起こるかということはその時点 で予測できるわけですよ。20年後にはどうなるのか、30年後には どうなるのか。今それが現実の問題となってきているわけですから、 新しい入居者で新しい団地をつくれば済むという話じゃない。全部人 口をひっくるめて平均年齢が下がったからいいという話じゃないんで す。ぜひその点をしっかりと捉えていただいて、無料が無理であるな らば、軽減しようと考えてくださいよ。75歳以上の人方も含めて、 やっぱり今僕も町内会の役員をやっていますけど、今日は膝が痛いか ら行けなかったとか、あるわけですよ。毎日毎日農協のチラシを見て 1円、2円の安いものがないか、ポイントは今日はツルハで5%にな るか何%なのかって、こういう生活をしているんですよ。やっぱり1 回300円、よく言われますけど、病院に行って300円、農協で買 い物して300円、自宅に帰ったら300円、1回900円ですよ。 利用すると1回900円、これ安いですか。僕は生活実感からすれば、 これはかなりの負担だと思いますし、そこに出ていく人方の思いに、 戸惑いとか躊躇とか、気おくれなどもないように、逆に今日は友達と

ラーメンでも食いに行こう、買い物も行こう、病院にも行けるように、 地域に出られるように、それが健康寿命を延ばして結果的には町財政 が潤うというふうに、政府のほうの研究資料だって出ているんだから。 あいるーとの負担はいくらか、町の持分がいくらかという問題ではな くて、そうした波及効果をしっかりと行政の中で見ていただきたいと いうことを最後に強く要求しまして、私の質問を終わらせていただき ます。よろしくお願いいたします

議長

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。 以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第38号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第38号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、窓口証明書のコンビニ交付サービス導入事業費の追加、電力・ガス・食料品等価格高騰支援対策として実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び生活応援チケット事業等に係る経費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、担い手育成対策事業費の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金、南幌工業団地用地売払い収入、企業版ふるさと応援寄附金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,880万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,493万8,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審 議賜りますようお願い申し上げます。

議 長副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第38号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書11ページをお開きください。2款総務費1項3目財産管理費、補正額242万9,000円の追加です。財産管理経費で、南13線西5番地、旧東幌小学校教員住宅跡地売却に係る用地確定測量業務委託料の追加。積立金で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額105万円の減額です。生活路線等交通対 策事業で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、 地域公共交通活性化協議会を、法定協議会へ移行することに伴い、予 算の組替えを行うものです。次ページにまいります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額3,014万8,000円の追加です。コンビニ交付サービス導入事業で、住民票等のコンビニ交付サービス導入に係る経費として、コンビニ交付サービス導入業務委託料、コンビニ交付システム使用料などを追加するものです。なお、交付開始時期は、令和6年2月を予定しており、住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票を対象とし

ます。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額9,034万3,000円の追加です。次ページにかけて、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、令和5年度分町民税非課税世帯並びに令和5年1月から令和5年11月末までの間に家計急変した世帯を対象に、エネルギー・食料品価格の高騰に伴う生活・暮らしの支援を行うもので、1世帯当たり3万円を給付します。対象世帯は1,110世帯を見込んでいます。生活応援チケット事業で、エネルギー・食料品価格の高騰に伴い、町民への生活支援として町内の店舗で使用できる5,000円分の商品券を全町民に配布する経費を追加するものです。商品券につきましては、8月の配布を予定しております。社会福祉総務経費で、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の確定による過年度返還金です。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額550万8,000円の追加です。 子育て世帯生活支援特別給付事業で、エネルギー・食料品価格の高騰 に伴い、低所得者の子育て世帯を対象に1人当たり5万円を給付しま す。91名を見込んでおります。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額2,177万6,000 円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、次ページにかけまして、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種実施期間が令和6年3月31日までに延長されたことに伴い、5歳以上の全ての町民を対象に、9月から12月までの秋冬接種に係る必要な経費として、ワクチン接種に従事する会計年度任用職員の報酬手当、接種会場にかかる経費、接種委託料などの経費を追加するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1億1,501万円の追加です。担い手育成対策事業で、国産農作物の安定的な供給体制の強化を図るため国が支援を行うもので、機械導入に係る補助金として、産地生産基盤パワーアップ事業補助金で6団体、営農技術の導入に係る補助金として、麦・大豆生産技術向上事業補助金で2団体が採択されたことにより追加するものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額463万8,000円の追加です。緊急経済支援事業で、町内宿泊施設利用者の宿泊費の一部を助成するなんぽろ割を実施し、宿泊施設の利用促進を図るものです。商工振興経費で、北海道ボールパーク連携協議会が実施するFビレッジを中心とした広域サイクルイベント実施に係る負担金を追加するものです。次ページにまいります。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、歳入の説明をいたします。予算書8ページをごらんください。 15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金、補正額1,426万9,000円の追加です。1節保健衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金です。

2項1目総務費国庫負担金、補正額7,178万6,000円の追

加です。1節総務管理費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、推奨事業メニュー分3,824万2,000円。低所得世帯支援枠2,097万6,000円の追加。地域公共交通計画策定事業補助金の法定協議会移行に伴う減額です。2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金で、デジタル田園都市国家構想推進交付金として、コンビニ交付サービス導入に係る交付金です。

2目民生費国庫補助金、補正額420万8,000円の追加です。 子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補助金です。

3目衛生費国庫補助金、補正額741万5,000円の追加です。 新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金です。

次に、16款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額1億 1,501万円の追加です。産地生産基盤パワーアップ事業並びに麦・ 大豆生産技術向上事業に係る補助金です。次ページにまいります。

17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額1,399万9,000円の追加です。土地建物売払収入で、南幌工業団地工業用地3,306.05平方メートルを株式会社トクヤマへ売却したものです。

次に、18款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額200万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金で、札幌市 北土建設株式会社様より寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額3,90 2万3,000円の追加です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額100万円の追加です。充当 事業の精査に伴い財源調整を行うものです。次ページにまいります。

21款諸収入4項4目新型コロナウイルスワクチン接種等受託事業収入、補正額9万2,000円の追加です。1節新型コロナウイルスワクチン接種等受託収入で、町民以外の方が本町において接種した場合に係る受託収入です。

以上、歳入歳出それぞれ2億6,880万2,000円を追加し、補正後の総額を76億7,493万8,000円とするものです。 以上で議案第38号の説明を終わります。

長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第38号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

●日程6 議案第39号 工事請負契約について(スポーツセンタ

議長

一改修工事(建築工事))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第39号 工事請負契約につきましては、スポーツセンター改修工事(建築工事)にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第39号 工事請負契約についてご説明いたします。1契約の目的、スポーツセンター改修工事(建築工事)。工事の主な内容につきましては、屋上防水改修、外壁補修、既存バスケットゴール撤去及び移動式バスケットゴールの新設などを行います。2契約の方法、指名競争入札。3契約金額、1億1,594万円(内消費税及び地方消費税の額1,054万円)。本件につきましては、去る5月26日、指名6社による入札を執行しております。なお、落札率につきましては、97.9%でございます。4契約の相手方、恵庭市相生町4丁目6番30号 株式会社玉川組 代表取締役社長 玉川 裕一。参考としまして、工期は契約締結日より令和6年1月31日までとしております。以上で議案第39号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ち に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第39号 工事請負契約について(スポーツセンター改修工事(建築工事))については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

●日程7 議案第40号 工事請負契約について(スポーツセンター改修工事(電気設備工事))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました 議案第40号 工事請負契約につきましては、スポーツセンター改修工事(電気設備工事)にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第40号 工事請負契約についてご説明いたします。 1契約の目的、スポーツセンター改修工事(電気設備工事)。工事の主 な内容につきましては、館内照明機器LED化改修、放送設備改修、 無線LAN設備工事などを行います。2契約の方法、指名競争入札。3契約金額、4,983万円(内消費税及び地方消費税の額453万円)。本件につきましては、去る5月26日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は97.1%でございます。4契約の相手方、空知郡南幌町北町4丁目8番4号 鳥山電気工事株式会社南幌営業所 南幌営業所所長 村田 佳祐。参考としまして、工期は契約締結日より令和6年1月31日までとしています。以上で議案第40号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ち に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第40号 工事請負契約について(スポーツセンター改修工事(電気設備工事))については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

●日程8 議案第41号 南幌町情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第41号 南幌町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、行政手続に関し必要な事項を定めるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご 審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第41号 南幌町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定につきまして、ご説明を申し上げます。始めに、条例制定の概要について申し上げます。本条例は、国において、令和元年5月に、行政手続のオンライン化を可能とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法律名称も、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められました。この改正法において、地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例または規則に基づく手続きについて、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されたことなどを踏まえ、必要な事項を新たに定めるものでございます。それでは、内容の説明を行います。条例の構成につきましては、第1条から第11条までの構成となります。

第1条は、本条例の目的を規定しています。

次ページにかけまして、第2条は、本条例で使用する用語の規定です。

第3条は、第1条に規定する目的のため、安全性等の必要な措置を 講じた上で、情報システムを整備し、情報システムの整備にあわせ事 務の簡素化や合理化を図るよう努める旨を規定しています。

第4条は、電子情報処理組織による申請等の規定で、第1項は、他 の条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、 オンラインで行うことができるとする規定です。第2項は、前項の方 法により行われた申請等については、書面等により行われたものとみ なして、当該申請等に関する条例等の規定を適用するとしています。 第3項は、第1項の方法により行われた申請等は、当該申請等を受け る町の機関等の使用に係る、電子計算機に備えられたファイルへの記 録がされた時点で、当該町の機関等に到達したものとみなす規定でご ざいます。次ページにかけまして、第4項は、他の条例等の規定にお いて、署名等をすることが規定されている申請等について、第1項の 方法により行う場合には、当該署名等については電子情報処理組織を 使用した個人番号カードの利用、その他の氏名または名称を明らかに する措置であって、規則で定めるものをもって、当該署名等に代える ことができることを規定しています。第5項は、他の条例等の規定に おいて、手数料の納付の方法が規定されている申請等について、第1 項の方法により行う場合には、当該手数料の納付については、規則で 定めるものをもってすることができるとしています。第6項は、申請 等をする者について、対面により本人確認をするべき事情がある場合 や、その他の当該申請等のうちに、第1項の方法により行うことが困 難または著しく不適当と認められる部分がある場合などとして、規則 で定める場合には、当該申請等のうち、部分的に第1項の方法により 行うことができると規定するものでございます。

第5条は、電子情報処理組織による処分通知等の規定で、第1項は、 他の条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等につ いて、規則で定めるところによりオンラインで行うことができるとす る規定です。第2項は、前項の方法により行われた処分通知等につい ては、書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関す る条例等の規定を適用するとしています。第3項は、第1項の方法に より行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける町の機関等の使 用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時点で、 当該町の機関等に到達したものとみなす規定です。第4項は、処分通 知等のうち、当該処分通知等に関する他の条例等の規定において、署 名等をすることが規定されているものを、第1項の方法により行う場 合には、当該署名等については当該条例等の規定に関わらず、氏名ま たは名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものをもって代 えることができるとする規定です。次ページにまいります。第5項は、 処分通知等受ける者について、対面により本人確認をするべき事情が ある場合や、その他の当該処分通知等のうちに、第1項の方法により

行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合など、 規則で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分に つき、第1項の方法により行うことができると規定するものです。

第6条は、電磁的記録による縦覧等の規定で、第1項は、他の条例等の規定において、書面等により行うことが規定されている縦覧等について、規則で定めるところにより、電磁的記録により行うことができるとする規定です。第2項は、電磁的記録による縦覧等については、書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用するとしています。

第7条は、電磁的記録による作成等の規定で、第1項は、他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されている作成等について、規則で定めるところにより、電磁的記録により行うことができるとする規定です。第2項は、電磁的記録により行われた作成等については、書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用するとしています。第3項は、他の条例等の規定において署名等をすることが規定されている作成等について、電磁的記録により行う場合には、氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものをもって代えることができると規定するものです。

第8条は、適用除外の規定で、次ページにかけまして、第1号及び 第2号に掲げる手続き等につきましては、第3条から前条までの規定 は適用しないと規定するもので、申請等に係る事項に虚偽がないかど うかを対面により確認する必要がある場合や、許可証等の書面を事業 所に備え付ける必要があるなど、当該手続等を電子情報処理組織を使 用する方法により行うことが適当でないものとして、規則で定めるも のとする規定です。

第9条は、添付書面等の省略の規定で、行政機関間の情報連携等により入手等ができる情報に関する添付書類については、規則に定めた上で添付を不要とする規定です。

第10条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表の規定で、町長は電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請、処分通知等、その他この条例の規定による行政手続き等の状況について、インターネット利用等の方法により随時公表するものと規定しています。

第11条は、規則への委任規定です。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で 議案第41号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

議

長

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ち に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

2 5

議案第41号 南幌町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

●日程9 議案第42号 南幌町行政区等設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第42号 南幌町行政区等設置 条例の一部を改正する条例制定につきましては、美園町内会の設立に 伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご 審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第42号 南幌町行政区等設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。始めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正につきましては、本年3月26日に美園町内会が設立されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。それでは、別途配布しています議案第42号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

別表中、「東町町内会」の次に「・美園町内会」を加えるものです。 附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日 から適用する。以上で議案第42号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ち に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第42号 南幌町行政区等設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

●日程10 議案第43号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第43号 町税条例の一部を改 正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提 案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご 審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

議案第43号 町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この度の町税条例の一部改正は、3月31日に公布された地方税法等の一部改正で、7月1日以後に施行される規定について行うものでございます。主な改正の内容は、森林環境税の導入に伴う改正、軽自動車税の納付不足額の加算割合を変更する改正、その他施行規則の改正に伴う規定の整備でございます。森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税でありますが、市町村において、個人住民税均等割とあわせて徴収されることから、町税条例において規定の改正、整備を行うものです。それでは、別途配布しました議案第43号資料 町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分でございます。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、森林環境税の過誤納金を町民税に充当できる規定の改正でございます。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定で、扶養親族申告書の内容が前年と変更ない時にはその旨を記載した申告書に代えられる措置の規定を追加し、以下項を繰り下げるものです。

続いて3ページ、第38条、個人の町民税の徴収方法等の規定は、 森林環境税を町民税の均等割とあわせて徴収すること。

第41条、個人の町民税の納税通知書の規定は、各納期限の納付額 は森林環境税額も合算した額とすること。

第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定は、森林環境税も合算して給与からの特別徴収をすること、5ページへまいります。

第47条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入の規定は、森林環境税分の還付金についても、町の徴収金の過誤納金とみなして取り扱うことができること。6ページへまいります。第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定は、森林環境税も合算して公的年金等から特別徴収をすること。7ページへまいります。第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入の規定につきましては、同じく還付金も町の徴収金の過誤納金とみなして取り扱うことができることの規定の改正を行うものでございます。続いて8ページへまいります。

第82条は、種別割の税率の規定ですが、一定要件を満たした電動キックボードについて特定小型原動機付自転車として定義されたことにより規定の改正を行うものでございます。

続いて、附則、第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例。

次ページへまいりまして、第16条の2は、軽自動車税の種別割の 賦課徴収の特例の規定ですが、いずれも不正により生じた納付不足額 に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定につ いて、再発抑止策を強化するため、加算する割合を引き上げる改正で ございます。

続いて9ページ、改正附則でございます。第1条は施行期日を規定するものでございます。令和5年7月1日以後の施行日となります。

第2条は、町民税に関する経過措置を規定するものでございます。 次ページへまいります。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。以上で議案第43号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ち に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第43号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原 案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

鍋山農業委員会長の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前11時43分) (午前11時44分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 ●日程11 議案第44号 農業委員会委員の任命についてを議題 といたします。

局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

長

長

議

町

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました 議案第44号 農業委員会委員の任命につきましては、現農業委員の任期満了に伴い、地域や団体からの推薦などによる候補者を評価する南幌町農業委員候補者評価委員会の結果を踏まえ、12名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第44号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声。)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに 決定いたしました。

鍋山農業委員会長の着席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前11時46分) (午前11時47分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長

(朗読する。)

議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長ただいま上程をいただる

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員であります山下 義昭氏が任期満了により退任することになり、後任として藤田茂之氏を諮問いたしたく、本案を提案するものです。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり推薦すること に異議なしとして答申することに決定いたしました。

●日程13 報告第3号 放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました 報告第3号 放棄した非強制徴収 公債権等の報告につきましては、南幌町債権管理条例第15条第2項 の規定により、報告するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご 審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第3号 放棄した非強制徴収公債権等の報告についてご説明いたします。本報告は、南幌町債権管理条例第15条第1項に基づき放棄した非強制徴収公債権等について、同条第2項の規定により報告す

るものでございます。次ページをごらん願います。

債権ごとに説明いたします。債権の名称、学校給食費。債権の額3万1,256円。債権の件数8件。債権者数は2名でございます。放棄の事由は、条例第15条第1項第1号の時効期間の経過によるものでございます。

続きまして、町立南幌病院診療費。債権の額10万2,530円。 債権の件数2件。債権者数は1名でございます。放棄の事由は、条例 第15条第1項第6号の債務者の死亡によるものでございます。

以上、合計債権の額13万3,786円。債権の件数10件。債権者数は3名。放棄の時期は、いずれも令和5年3月31日でございます。以上で報告第3号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第3号 放棄した非強制徴収公債権等の報告については、報告済みといたします。

(なしの声。)

●日程14 発議第14号 南幌町議会まちづくり特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

発議第14号 南幌町議会まちづくり特別委員会の設置について提 案理由を申し上げます。南幌町及び南幌町議会の現状と今後のあり方 についての総合的な調査研究を行う特別委員会を設置するため本案を 提出するものです。内容の説明をいたします。

1特別委員会の名称、南幌町議会まちづくり特別委員会。2特別委員会の活動期間、閉会中の継続用務で、特別委員会の任期まで存続する。3特別委員会の定数、10名。4特別委員の任期、令和5年6月13日から令和9年4月26日まで。5所管する事務、南幌町及び南幌町議会の現状と今後のあり方についての総合的な調査研究に係る事務。6経費、予算の範囲内。以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長

お諮りいたします。南幌町議会まちづくり特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり、南幌町議会ま ちづくり特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました、南幌町議会まちづくり特別委員会の委員 長についてお諮りいたします。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

ただいま設置されました南幌町議会まちづくり特別委員会の委員長 に、西股 裕司議員を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。 お諮りいたします。ただいま佐藤 妙子議員から提案がありました とおり、委員長に西股 裕司議員との御発言でありますが、そのよう

議長

に決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長に西股 裕司議員と決定いたしました。

●日程15 発議第15号 議員の派遣承認についてを議題といた します。

議員の派遣承認につきましては、空知町村議会議長会主催の定例の 研修会でございます。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに 決定いたしました。

- ●日程16 発議第16号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。
- 3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件で ございます。提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに 決定をいたしました。

追加日程1 発議第17号の1議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第17号の1議案 を追加いたします。

●追加日程1 発議第17号 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 石川 康弘 議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第17号 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御 異議ありませんか。

石川議員議 長

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択すること に決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会と いたします。

御苦労さまでした。

(午後 0時02分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

| 議 | 長 |  |
|---|---|--|
|   |   |  |
|   |   |  |
| 3 | 番 |  |
|   |   |  |
|   |   |  |
| 4 | 番 |  |